

条例素案検討の手引き（資料編）

目 次

1. 県内のこどもに関する条例の状況	1
2. 条例の内容の検討	2
前 文	2
第 1 章 総則	4
第 2 章 こどもの務め	6
第 3 章 大人の責務	8
第 4 章 地域全体でこどもを育むまちづくりの推進	13
第 5 章 推進体制	16

1. 県内のこどもに関する条例の状況

- 平成元年、「児童の権利に関する条約」が国連で採択され、日本は平成6年に批准を行いました。この条約の理念は、こどもの権利を考える際の世界共通の基盤となっています。
- 現在、全国では約90の市町村において、こどもの育成、支援、保護を目的に掲げた条例が策定されています。(青少年健全育成条例等を含む)。
- 愛知県においては、平成26年度末現在、こどもに関する条例を制定しているのは54市町村中8市町です。
- 8市町の条例のほとんどが、子どもの権利を総合的に保障する内容となっています。
- 一方、愛知県少子化対策推進条例は、子育て支援施策の推進のための原則を定めた条例となっています。

表1 愛知県等におけるこどもに関する条例の制定状況

自治体名	条例名	施行日
愛知県	愛知県少子化対策推進条例	平成19年4月1日
名古屋市	なごや子ども条例	平成20年4月1日
豊田市	豊田市子ども条例	平成19年10月9日
岩倉市	岩倉市子ども条例	平成21年4月1日
日進市	日進市未来をつくる子ども条例	平成22年4月1日
幸田町	幸田町子どもの権利に関する条例	平成23年4月1日
知立市	知立市子ども条例	平成24年4月1日
知多市	知多市子ども条例	平成25年4月1日
東郷町	東郷町子ども条例	平成26年7月1日
岐阜県 大垣市	大垣市子育て支援条例	平成20年4月1日

2. 条例の内容の検討

前 文

■条例を制定するにあたっての背景や趣旨等を明確にするために設けます。

【参考 1】他市事例では

- 他市事例をみると、多くの場合、「(すべての) 子ども (たち) は、」で始まり、①こどもたち一人一人がかけがいのない存在であり、②その権利は尊重されるべきものであること、③こどもたちの健やかな成長が市民 (大人) の願いであるとともにそれを支援する役割があること、といった内容が述べられています。そして、これに続いて、④まちとして目指すべき姿、⑤制定の目的、理由や決意宣言が位置づけられています。
- 名古屋市では、児童の権利に関する条約を基本とすることがここで明確に述べられています (岩倉市では「総則 (目的)」において記述)。

参考 1 : 他市事例における前文

【名古屋市】

子どもは、生まれながらにして一人一人がかけがえのない存在であり、周りの人に大切にされ、愛され、信頼されることによって、自分に自信を持ち、安心して健やかに育つことができます。

子どもは、自分の価値が尊重されることによって、他者の価値を尊重を知ることができます。

子どもは、子ども同士のふれあいや、様々な人、自然、社会そして文化との適切なかかわりを通じて、他を思いやる心を持ち、ルールを守るなどの社会性を身につけ、豊かな人間性と創造性を備えるとともに、自分の行動に責任を持ち、他者と共生し、社会の責任ある一員として自立することができます。

子どもは、年齢や発達に応じて、物事を考え、意見を言うことができます。

名古屋のすべての子どもが、自分自身の持っているこのような力を信じることで、その力を伸ばすとともに発揮して、未来の名古屋を担う存在になっていくことが、すべての市民の願いです。

そのために、大人は、子どもの未来の視点を大切にするとともに、子どもの年齢や発達に応じた支援をし、子どもが自立した若者に成長するまでを見守ることが必要です。

さらに、大人は、自分の言動が子どもに大きな影響を与えることを認識したうえで、子どもの手本となり、子どもから信頼される存在であることが求められます。

ここに、わたしたちは、児童の権利に関する条約を基本とし、民族、性別、障害などにかかわらず、子どもにとって大切な権利を保障するとともに、子どもの視点に立ち、子どもとともに最善の方法は何かを考え、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するなごやのまちを、市民が一体となつてつくることを決意し、この条例を制定します。

【岩倉市】

すべての子どもは、未来の社会をつくっていく、かけがえのない宝です。

子どもは、一人の人間として尊重され、どのような差別や暴力も受けることなく、健康に育ち生きていくために、ふるさとのシンボルとして愛され続けている五条川と、その桜のように、すべての大人から愛され、大切にされなくてははいけません。

子どもは、自分の思ったことを自由に表し、様々なことに参加し、挑戦することができます。そのため

に大人は、子ども一人ひとりに権利があることを理解し、子どもが様々なことを学び、活動することができる機会を確保し、子どもと直接向き合い、やさしいまちの実現に向けて進んでいくことが必要です。

また、子どもは、自分自身を大切にし、他の子ども大切にするとともに、社会の一員として責任を持って行動することが必要です。

これらのことは、私たち岩倉市民が果たすべき役割であると考え、子どもが元気に育つことに喜びを見だし、子どもたちが小さなまちから大きな夢を抱けるよう、子どもの権利を尊重し、岩倉市が子どもにやさしいまちになることを宣言し、ここに岩倉市子ども条例を定めます。

【大垣市】

すべての子どもは、その一人ひとりが社会の宝、未来への希望であり、次代の大垣を担うかけがえのない大切な存在です。

豊かな自然や、文教のまちとしての教育風土のもとで、子ども一人ひとりが健やかに育つことは、市民の願いです。

その願いを実現するためには、市民、家庭、地域、幼保園・保育園・幼稚園・学校、事業者及び市が、それぞれの果たすべき役割を認識し、ともに手を取り合い、具体的に行動することが大切です。

ここに私たちは、子どもが健やかに育ち、安心して子育てができる「子育て日本一のまち」を目指し、この条例を制定します。

【参考2】こども夢・チャレンジNo. 1都市宣言（平成27年5月宣言）

こども夢・チャレンジNo. 1都市宣言

私たち小牧市民の願いは、小牧市が市民からいつまでも「住み続けたいまち」と思われることです。

そのためには、小牧市が持つ地域の資産を活用し、他のまちにはない小牧市の魅力をつくっていくことが大切です。

私たち市民の多くは、小牧市と聞くとまず「小牧山」を思い浮かべます。また、「子育てしやすい環境」というイメージを連想する市民も多くいます。

「小牧山」は、織田信長が天下統一の夢を描き、その挑戦の第一歩として初めて城と城下町を築いた地と言われています。

私たちは、この郷土の史実を礎に、小牧市を「夢・チャレンジ 始まりの地」として、「子育て支援が充実している」姿をさらに進化させ、こどもの視点に立ち、こどもがいろいろなものに触れ、感じ、のびのびと成長できる環境づくり、こどもが夢を育み、挑戦できる環境づくりを進めたいと思います。

私たちは、こどもの夢への挑戦をまち全体で応援していくことで、こどもを中心に世代を越えて市民がつながり、あたたかく支え合い、暮らしやすい、魅力あるまちになっていくと確信します。

そこで、私たち小牧市民は、

- 一. こどもの夢への挑戦を応援することで元気になるまち
- 一. 世代を越えて市民のつながりが生まれるまち
- 一. 支え合うことでさらに住みよくなっていくまち

このようなまちの実現に向け、小牧市を「こども夢・チャレンジNo. 1都市」とすることを、ここに宣言します。

第 1 章 総則

■条例の目的や位置づけ、用語の定義などを行います。

【参考】他市事例では

- 「目的」と「定義」については、ほぼすべての自治体において共通して設けられています。
- 上記に加え、大垣市では「基本理念」がここで位置付けられています。

表 2 他市事例における第 1 章の構成

名古屋市	岩倉市	大垣市
第 1 章 総則 ○目的 ○定義	第 1 章 総則 ○趣旨 ○定義	第 1 章 総則 ○目的 ○基本理念

(1) 目的

■条例の解釈や運用の指針となる制定目的を定めます。

【参考】他市事例では

- 前文で記述された条例制定の背景等を踏まえつつ、その目的を定めています。
- 基本的な内容としては、こどもの権利を保障するため、家庭や地域などの役割分担を明確にし、こどもの健やかな成長を地域全体で支える、などとなっています。

参考：他市事例における「目的」

【名古屋市】（目的）

第 1 条 この条例は、子どもの権利及びその権利を保障するための市、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者の責務を明らかにするとともに、子どもに関する施策の基本となる事項等を定めることにより、子どもの権利を保障し、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するまちの実現を目指すことを目的とする。

【岩倉市】（趣旨）

第 1 条 この条例は、児童の権利に関する条約を基本に、子どもの権利を保障し、保護者、市、市民、学校、事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策について必要な事項を定めることにより、子どもに対しやさしいまちの実現をめざします。

【大垣市】（目的）

第1条 この条例は、子ども（満18歳未満の者をいいます。以下同じ。）が健やかに育ち、安心して子育てができるまちを、市民、家庭、地域、幼保園・保育園・幼稚園・学校、事業者及び市が連携・協働してつくりあげることが目的とします。

（2）定義

■条例内で使用される用語の定義付けを行います。

【参考】 他市事例では

- 「こども」、「保護者」または「親に代わる保護者」、「地域住民等」、「学校等関係者」あるいは「施設関係者」、「育ち学ぶ施設」、「事業者」などについて定義されています。
- 「こども」は、すべての例で「18歳未満の者（またこれらの者と等しく権利を認めることがふさわしい者）」と定義されています。

参考：他市事例における「定義」**【名古屋市】**（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者をいう。
- (2) 保護者 親及び里親その他親に代わり子どもを養育する者をいう。
- (3) 地域住民等 地域の住民及び団体をいう。
- (4) 学校等関係者 学校、保育所、児童養護施設その他子どもが学び、又は育つことを目的として通学し、通園し、通所し、又は入所する施設の関係者をいう。

【岩倉市】（定義）

第2条 この条例において「子ども」とは、18歳未満の者をいいます。

- 2 この条例において「保護者」とは、親又は里親その他親に代わり子どもを養育する者をいいます。

（3）基本理念

■市民全体で共有すべき基本的な考え方について定めます。

【参考】 他市事例では**参考：他市事例における「基本理念」****【大垣市】**（基本理念）

第2条 前条の目的を実現するため、次のことを大切にします。

- (1) 子どもの幸せを第一に考え行動します。
- (2) 子どもの育成や子育て支援のため協働します。

第2章 こどもの務め

■こどもたちの一人ひとりが個人として尊重され、自分自身を大切にしながら生きていくために、守られるべきことや、役割、責任などについて本章で位置づけします。

【参考】他市事例では

○児童の権利に関する条約では、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利の4つの子どもの権利が提唱されており、他市の条例でも概ねこれに基づく形で設定されています。

○その上で、例えば条約の「守られる権利」に該当する部分を「一人一人が尊重される権利」に言い換えるなど、より内容に近い形で表現が変更されている事例も見られます。

表3 他市事例における「こどもの務め」と主な内容

児童の権利に関する条約	名古屋市	岩倉市	大垣市
	子どもにとって大切な権利及び責任	子どもの権利の保障 ※第5章 子どもの務め	/
生きる権利 (安全、健康)	安全に安心して生きる権利	自分らしく生きる権利	
守られる権利 (差別、虐待、搾取)	一人一人が尊重される権利	守られる権利	
育つ権利 (教育、経験)	豊かに育つ権利	育つ権利	
参加する権利 (意見、活動)	主体的に参加する権利	参加する権利	

参考：他市事例における「こどもの務め」

【名古屋市】(子どもにとって大切な権利及び責任)

第3条 この章に定める権利は、子どもにとって特に大切なものとして保障されなければならない。

2 子どもは、その年齢及び発達に応じ、社会の責任ある一員であることを自覚し、自分の権利が尊重されるのと同様に他者の権利を尊重するよう努めなければならない。

【岩倉市】(子どもの権利の保障)

第3条 子どもは、いかなるときも、この章で定められた権利が保障されます。

※第5章 子どもの務め

(他の人の権利の尊重)

第22条 子どもは、発達に応じて、社会の一員であることを自覚し、自分の権利が尊重されるのと同様に、他の人の権利を尊重するよう努めなければなりません。

(見て見ぬふりをしないこと)

第23条 子どもは、いじめ、暴力等により他の人の権利が侵害されそうなときに、見て見ぬふりをしないよう努めなければなりません。

(平和への自覚)

第24条 子どもは、生きる権利を侵す戦争を否定し、未来に向けた平和な社会を築く一員としての自覚を持つよう努めなければなりません。

※「児童の権利に関する条約」で規定している4つの権利

1. 生きる権利

防げる病気などで命を奪われないこと。病気やけがをしたら治療を受けられることなど。

2. 育つ権利

教育を受け、休んだり遊んだりできること。考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど。

3. 守られる権利

あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること。障害のある子どもや少数民族の子どもなどは特別に守られることなど。

4. 参加する権利

自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり自由な活動を行ったりできることなど。

第3章 大人の責務

■こどもを取り巻く大人（市民）に期待されている責務について、それぞれ主体毎に位置付けるとともに、これら主体の連携・協力について明確化します。

【参考】他市事例では

- 第2章でもふれたように、岩倉市では、「第5章 子どもの務め」を設け、子どもの責務について明確に位置付けています。
- 「共通の責務」が設けられている場合、その内容は、こどもの権利を保障するため、お互いに連携及び協働し、必要な支援の行うよう努めるなどとされています。

表4 他市事例における「大人の責務」の基本構成

名古屋市	岩倉市	大垣市
第3章 子どもの権利を保障する大人の責務 ○共通の責務 ○市の責務 ○保護者の責務 ○地域住民等の責務 ○学校等関係者の責務 ○事業者の責務	第3章 子どもの権利を保障するための責務 ○保護者の責務と役割 ○市の責務と役割 ○市民の責務と役割 ○学校の責務と役割 ○事業者の責務と役割 ※第5章 子どもの務め ○他の人の権利の尊重 ○見て見ぬふりをしないこと ○平和への自覚	第2章 子どもの育成と子育てに関する役割 ○市民の役割 ○家庭の役割 ○地域の役割 ○幼保園、保育園・幼稚園・学校の役割 ○事業者の役割 ○市の役割

（1）保護者の責務

■家庭及び保護者の責務を位置付けます。

【参考】他市事例では

- 保護者、家庭等などの表現が用いられ、こどもの養育と成長についての第一義的な責任を有する等とされています。

参考：他市事例における「保護者の責務」

【名古屋市】（保護者の責務）

第10条 保護者は、子どもの養育及び発達に家庭が果たす役割を理解するとともに、その第一義的な責任は保護者が有することを自覚し、子どもを守り育てなければならない。

2 保護者は、子どもの健やかな育ちのため、子どもにとっての最善の方法を考え、子どもの年齢及び発達に応じた養育に努めなければならない。

【岩倉市】（保護者の責務と役割）

第8条 保護者は、子どもの養育と成長について責任があることを自覚し、子どもにとって最善のことが何であるかを第一に考え、子どもがすこやかに育つよう、愛情を持って全力で援助や指導をしていくよう努めなければなりません。

【大垣市】（家庭の役割）

第4条 家庭は、子育てにおける大切な役割と責任があることを認識し、次のとおり取り組みます。

- (1) 子どもの個性や子どもと過ごす時間を大切にし、愛情を持って子どもを育てます。
- (2) 子どもが基本的な生活習慣や社会の決まり等を身につけることができるよう、自立した子どもを育てます。

（2）地域住民の責務

■市民や、市内で活動する団体等の責務を位置付けます。

【参考】他市事例では

- 地域、地域住民等、市民などの表現が用いられ、こどもを地域社会の一員と認識し、健やかな成長を支援するための地域づくりに努めることが責務であるとされています。
- 大垣市では、市民と地域とに分け、それぞれに別の役割を位置付けています。

参考：他市事例における「地域住民の責務」**【名古屋市】**（地域住民等の責務）

第11条 地域住民等は、子どもの豊かな人間性が地域の人、自然、社会及び文化とのかかわりの中ではなくまれることを認識し、子どもの健やかな育ちを支援するよう努めなければならない。

- 2 地域住民等は、虐待等あらゆる暴力及び犯罪から子どもを守るため、安全で安心な地域づくりに努めなければならない。
- 3 地域住民等は、子どもが地域社会の一員であることを認識し、子どもとともに地域活動を行うよう努めなければならない。

【岩倉市】（市民の責務と役割）

第10条 市民は、子どもが地域社会の一員であることを認識し、地域の中で子どもがすこやかに安全に育ち、子育てがしやすい地域社会をつくっていくよう努めなければなりません。

【大垣市】（市民の役割）

第3条 市民は、互いに連携・協働し、次のとおり取り組みます。

- (1) 心豊かで、笑顔があふれる子どもを育てます。
 - (2) 安心して子育てができ、子育ての喜びが実感できる環境づくりを行います。
- （地域の役割）

第5条 地域は、子どもの社会性や豊かな人間性を育てる役割があることを認識し、次のとおり取り組み

ます。

- (1) 家族で参加できる活動の場を提供する等、子どもや子育てに積極的にかかわりを持ちます。
- (2) みまもりや声かけ等を通じ、子どもが安全で安心して生活できる環境づくりを行います。

(3) 事業者の責務

■市内で事業活動を行う人や団体の責務を位置付けます。

【参考】他市事例では

- ほとんどの事例では、市内で事業活動を行うすべての団体をさして「事業者」とされています。
- いずれの事例でも、その社会的影響力や責任を認識した事業活動を行うとともに、ワーク・ライフ・バランスの視点から、子育てしやすい職場環境づくりが求められています。
- また上記に加え、大垣市では、主体の一つとしてこどもの育ちを支えることが責務とされています。

参考：他市事例における「事業者の責務」

【名古屋市】（事業者の責務）

第13条 事業者は、子どもの健やかな育ちを支援するため、その社会的影響力及び責任を認識した事業活動を行うとともに、社会的自立に向けた就労支援、人材育成及び社会人教育を行うよう努めなければならない。

2 事業者は、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の視点から、子どもを養育する従業員が仕事と子育てとを両立できるよう、職場の環境づくりに努めなければならない。

3 事業者は、仕事と子育てとを両立できる働き方について、従業員の意識の向上を図るとともに、従業員に対し、子ども及び子どもを養育する家庭（以下「子育て家庭」という。）を支援する取組への参加又は協力を促すよう努めなければならない。

【岩倉市】（事業者の責務と役割）

第12条 事業者は、活動の中で子どもがすこやかに育つことができるための支援をするとともに、子育てをしやすい環境をつくっていくよう努めなければなりません。

【大垣市】（事業者の役割）

第7条 事業者は、事業活動を通じ、子どもの育成や子育て支援に貢献する社会的使命があることを認識し、次のとおり取り組みます。

- (1) 事業所で働く保護者が、子どもとのかかわりを深めることができるよう努めます。
- (2) 子どもの育成や子育て支援に関する活動に協力します。

(4) 学校等の責務

■学校など、子どもに関わる施設の責務を位置付けます。

【参考】他市事例では

- 学校、学校等関係者などの名称が用いられています。
- 教育環境の充実と必要な指導や援助を行うとともに、体罰や虐待、いじめから子どもを守る事が責務であるとされています。

参考：他市事例における「学校等の責務」

【名古屋市】（学校等関係者の責務）

第12条 学校等関係者は、子どもの年齢及び発達に応じ、子どもが主体的に学び、及び育つことができるよう、必要な支援に努めなければならない。

2 学校等関係者は、虐待、体罰、いじめ等から子どもを守るため、その解決に向け、関係機関と連携していくよう努めなければならない。

3 学校等関係者は、子どもの年齢及び発達に応じ、子どもが子どもの権利について理解し、及び自分の意見を表明することができるよう、必要な支援に努めなければならない。

【岩倉市】（学校の責務と役割）

第11条 学校は、子どもが一人ひとり多様な能力を身につけ、将来への可能性を開いていくために、子どもにとって最善のことが何であるかを第一に考え、子どもの発達に応じた援助や指導をしていくよう努めなければなりません。

【大垣市】（幼保園・保育園・幼稚園・学校の役割）

第6条 幼保園・保育園・幼稚園・学校（以下「学校等」といいます。）は、次代を担う子どもを指導・支援することに加え、地域の交流拠点という重要な役割があることを認識し、次のとおり取り組みます。

(1) 保育者・教育者は、専門性を高めるとともに、学校等が連携し子どもを育てます。

(2) 地域に開かれ、根ざした魅力ある園・学校づくりを進め、地域ぐるみで子どもを育てます。

(5) 市の責務

■行政としての責務を位置付けます。

【参考】他市事例では

- 市民や他の公的機関等と連携・協働するとともに、子どもに関する施策の実施や必要な財政上その他の措置を行うことが市の責務であるとされています。

参考：他市事例における「市の責務」**【名古屋市】**（市の責務）

第9条 市は、子どもの権利を保障するため、国、他の地方公共団体及び関係機関と連携し、及び協働するとともに、子どもに関する施策を実施しなければならない。

2 市は、子どもに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

3 市は、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者がそれぞれの責務を果たすことができるよう、必要な支援を行わなければならない。

【岩倉市】（市の責務と役割）

第9条 市は、子どもの権利を保障するために、保護者、市民、学校、事業者等と連絡をとり、協力して、子どもに関する施策を実施するよう努めなければなりません。

【大垣市】（市の役割）

第8条 市は、子どもの育成や子育て支援のための施策を、総合的かつ計画的に推進する役割があることを認識し、次のとおり取り組みます。

(1) 子どもの育成や子育て支援に関する体制を充実します。

(2) 市民、家庭、地域、学校等及び事業者が相互に連携・協働できるよう調整を行います。

第 4 章 地域全体でこどもを育むまちづくりの推進

■こどもの成長への支援やこどもの夢や挑戦を応援する環境づくりのための、具体的な施策や仕組みなどを定めます。

【参考】他市事例では

表 5 他市事例における「地域全体でこどもを育むまちづくりの推進」に関する基本構成

名古屋市	岩倉市	大垣市
第 4 章 子どもに関する基本的な施策等 ○虐待、体罰、いじめ等の救済等 ○子どもの育ちの支援 ○子育て家庭の支援 ○子どもの参画の促進 ○関連施策との一体的推進 ○調査研究等	第 4 章 子どもに関する施策 ○虐待、体罰、いじめ等からの救済 ○権利救済委員 ○子どものための場所の確保 ○施設の活用 ○子育ての支援 ○子どもの参画の推進 ○行動計画の策定と検証 ○子どもの権利を考える週間 ○市民への啓発	

(1) 家庭への支援

■子育てを行う家庭に対する取組を検討します。

【参考】他市事例では

参考：他市事例における「家庭への支援」

【名古屋市】（子育て家庭の支援）

第 16 条 市は、保護者が子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任を果たすことにより子どもが安心して生活することができるよう、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者と連携し、及び協働し、子育て家庭を支援するネットワークづくりを進めるなど、子育て家庭の支援を行うものとする。

【岩倉市】（子育ての支援）

第 17 条 市は、子育てをしている家庭に気を配り、保護者が安心して子育てをすることができるよう支援します。

(2) こどもの成長への支援

■こどもの健やかな成長を支援するための取組を検討します。

【参考】他市事例では

○他市事例では、こどもの居場所づくりや、遊びや体験の場づくりなどが位置付けられています。

参考：他市事例における「こどもの成長への支援」

【名古屋市】（子どもの育ちの支援）

第15条 市は、子どもの健やかな育ちを支援するため、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者と連携し、及び協働し、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 子どもが安全に安心して過ごすことができるための居場所づくり
- (2) 子どもが自然及び地域社会とのかかわりの中で豊かに育つことができるための遊び及び体験の場づくり
- (3) 子どもが社会とのかかわりの中で、他者と共生し、社会の責任ある一員として自立していくために必要な支援

【岩倉市】（子どものための場所の確保）

第15条 市は、保護者、市民と連携し、子どもが元気に過ごすことができ、また、地域社会や自然との関わりを持つことができる十分な遊び場や豊かな体験の場をつくるよう努めます。

（施設の活用）

第16条 市は、子どもが安心して過ごすことができる居場所をつくるために、公共施設の活用等に努めます。

(3) 有害・危険な環境からの保護

■こどもを有害・危険な環境から守るための取組を検討します。犯罪などの危害からこどもを守ることや、たばこや酒、薬物などの有害なものに接することがないように保護することなどが位置付けられています。

(4) 虐待等への取組

■こどもを暴力から守るための取組を検討します。

【参考】他市事例では

○虐待、体罰、いじめ等からの救済、予防および早期発見などが位置付けられています。

参考：他市事例における「虐待等への取組」

【名古屋市】（虐待、体罰、いじめ等の救済等）

第14条 市は、保護者、地域住民等、学校等関係者及び関係機関と連携し、及び協働し、虐待、体罰、いじめ等の防止、相談及び救済のために必要な措置を講じなければならない。

【岩倉市】（虐待、体罰、いじめ等からの救済）

第13条 市は、保護者、市民、学校、事業者等と連携し、虐待、体罰、いじめ等の防止、相談及び救済のために必要な措置を講じなければなりません。

(5) 相談体制の充実

■こどもの権利の侵害があった場合のサポート体制を検討します。

【参考】他市事例では

参考：他市事例における「相談体制の充実」

【岩倉市】（権利救済委員）

第14条 市は、子どもの権利の侵害について、その救済を図るために、岩倉市子どもの権利救済委員（以下「救済委員」といいます。）を設置します。

2 救済委員は、3人以内とし、市長が選任します。

3 救済委員の任期は、2年とします。

第5章 推進体制

■条例を実効性あるものにしていくための事項を定めます。

【参考】他市事例では

表6 他市事例における「推進体制」

名古屋市	岩倉市	大垣市
第5章 子どもに関する施策の総合的な推進 ○総合計画 ○実施状況等の公表等 ○拠点施設 ○なごや子ども・子育て支援協議会	/	第3章 推進体制等 ○子育て支援計画 ○子育て支援会議 ○組織及び任期 ○水都っこウィーク

(1) こども・子育て会議

■会議の設置を位置付けます。

【参考】他市事例では

○他市事例における委員会等の名称：なごや子ども・子育て支援協議会（名古屋市）、子育て支援会議（大垣市）など

参考：他市事例における推進会議等

【名古屋市】（なごや子ども・子育て支援協議会）

第23条 市長の附属機関として、なごや子ども・子育て支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

【大垣市】（子育て支援会議）

第10条 市が実施する子育て支援施策を推進するため、子育て支援会議（以下「支援会議」といいます。）を設置します。

(2) 所掌事務・組織等

■会議の具体的な組織体制、運営方法などを明確にします。

【参考】他市事例では

参考：他市事例における「掌握事務・組織等」

【名古屋市】（なごや子ども・子育て支援協議会）

第 24 条 協議会は、市長の諮問に応じ、子どもに関する施策に関する重要事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。

2 協議会は、子どもに関する施策に関し必要と認める事項について調査審議し、市長に対し、意見を述べることができる。

第 25 条 協議会は、委員 35 人以内をもって組織する。

2 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、協議会に臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

第 26 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときに解嘱されるものとする。

第 27 条 協議会には、必要に応じ、委員（その調査審議事項に係る臨時委員を含む。）の一部をもって部会を置くことができる。

2 協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。

第 28 条 第 23 条から前条までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

【大垣市】（組織及び任期）

第 11 条 支援会議は、委員 15 人以内で組織します。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱します。

(1) 学識経験者

(2) 子育てに関し優れた識見を有する者

(3) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2 年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

4 委員は、再任することができます。

5 前各項に定めるもののほか、支援会議の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定めます。